

# 平成29年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

## 環境省 最終的な調整結果

管理番号

75

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

その他

### 提案事項(事項名)

補助対象財産の財産処分における補助金返還要件の緩和

### 提案団体

愛媛県【共同提案:広島県】

### 制度の所管・関係府省

環境省

### 求める措置の具体的内容

地域グリーンニューディール基金事業に係る補助対象財産の財産処分における補助金返還要件の緩和

### 具体的な支障事例

・県の補助金を活用して省エネ設備を導入した事業者(ホテル事業)が、その後、建築物の耐震改修の促進に関する法律の改正により義務付けられた耐震診断を受診した結果、耐震性がぜい弱であり、補強箇所が多数にのぼることが判明したため、やむを得ず建築物の建替えを決定した。

・県の補助金は国の補助金を原資にしていること、また、導入した設備は減価償却資産の耐用年数等に関する省令で定める耐用年数を経過していないことから、その一部について、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律及び環境省の財産処分承認基準に準じて、譲渡、廃棄等の財産処分、補助金返還を行わなければならない事例が発生した。

・本県では、南海トラフ巨大地震等の大規模な地震の発生に備え、建築物の地震に対する安全性の向上を一層促進するため、民間建築物の所有者に対し、建替えや耐震改修の費用等の補助を実施しているところであるが、今後も国の補助を受けた建築物や設備の財産処分を行わなければならないケースが想定される。

### 制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

財産処分に当たっての補助金の返還について弾力的な運用が認められることで、防災・減災対策を重点施策として位置づけ取組みを実施している本県にとって、建築物耐震化の一層の促進が図られる。

### 根拠法令等

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律 第22条  
所管行政庁の補助金等に係る財産処分承認基準(通達)

### 追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

徳島県、福井市

○グリーンニューディール基金には、対象施設が地域の避難所であることという要件があるため、将来的に防災拠点としての役割を担っていく上で、耐震診断による施設の改修等に伴う財産処分は多いに想定される。

### 各府省からの第1次回答

・地域グリーンニューディール基金(以下「GND基金」という。)事業により取得した財産の処分の制限については、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」、「平成 21 年度地域環境保全対策費等補助金(地域グリーンニューディール基金)交付要綱」、「地域グリーンニューディール基金事業実施要領」及び「環境省所管の補助金等で取得した財産の処分承認基準」(以下これらを「適正化法等」という。)において取扱いが規定されている。

・GND基金の運営主体である貴県において、財産処分を含む補助金の執行については適切な対応をお願いしているところであるが、貴県の補助金は国の補助金を原資にしており、GND基金事業により取得した財産の処分は適正化法等に基づき制限されるべきであり、ご提案のような事案についての補助金返還要件の緩和は困難である。

・なお、建築物の建替えに伴い、GND基金事業により導入した設備と同様の効果を発揮する代替設備を設置する場合には、「環境省所管の補助金等で取得した財産の処分承認基準」第3の2.(1)オ.(イ)に該当するものとして、国庫納付の条件を付さずに財産処分を承認するものとし、補助金の返還は要しないものとする。

・環境省としては、引き続き補助金等に係る予算の適正な執行に努めて参りたい。

○環境省所管の補助金等で取得した財産の処分承認基準(抜粋)

第3 国庫納付に関する承認の基準

2. 地方公共団体以外の者が行う財産処分

(1)国庫納付に関する条件を付さずに承認する場合

地方公共団体以外の者が行う次の財産処分については、国庫納付に関する条件を付さずに承認するものとする。(イ及びウについては、当該事業に係る社会資源が当該地域において充足していることを前提とする。)

オ. 次に該当する取壊し等

(イ)老朽化により代替施設を整備する場合の取壊し等

#### 各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

建物の建替えに伴い、補助対象設備と同様の効果を発揮する代替設備を設置する場合は、補助金返還不要とのことであるが、「環境省所管の補助金等で取得した財産の処分承認基準」(以下「承認基準」という。)第3の2.(1)オ.(イ)は、文言上、設備ではなく施設に限定されている。返還不要の根拠を明確にするため、承認基準に設備も対象である旨明記していただきたい。

#### 各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

#### 全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

提案団体の意見を十分に尊重されたい。

なお、所管省からの回答が「現行規定により対応可能」となっているが、事実関係について提案団体との間で十分確認を行うべきである。

#### 各府省からの第2次回答

「環境省所管の補助金等で取得した財産の処分承認基準」(以下「承認基準」という。)第3の2.(1)オ.(イ)において、建物の建替えに伴い、補助対象設備と同様の効果を発揮する代替設備も対象である旨の明記については、今後改正の機会を捉まえて、適切に対応してまいりたい。

また、承認基準第3の2.(1)オ.(イ)において、建物の建替えに伴い、補助対象設備と同様の効果を発揮する代替設備を設置する場合も、解釈として含まれる旨の事務連絡を関係機関に対して発出し、その周知を図ってまいりたい。

#### 平成 29 年の地方からの提案等に関する対応方針(平成 29 年 12 月 26 日閣議決定) 記載内容

6【環境省】

(6)補助事業等により取得した財産の財産処分に関する事務

環境省所管の国庫補助事業等により取得した設備の財産処分については、当該設備を設置する老朽化した建物の建替えに伴い、当該設備と同様の効果を発揮する代替設備を設置する場合も、環境大臣が国庫納付に関

する条件を付さずに承認する場合に含まれることを、地域グリーンニューディール基金事業等を実施した地方公共団体に平成 29 年度中に通知する。  
あわせて、上記の解釈を明確化するため、「環境省所管の補助金等で取得した財産の処分承認基準について」(平 20 環境省)を改正し、地方公共団体に平成 30 年夏までに通知する。